

アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める告示の一部改正案等に対する意見募集結果
 —アマチュア局への 475.5kHz 帯の割当て等—
 (平成 26 年 8 月 1 日～同年 9 月 1 日意見募集)

提出件数 397 件 (法人 1 件、個人 396 件)

■H21 告示第 125 号 (占有周波数帯幅の許容値)

提出意見概要	考え方
○改正案に賛成する【個人 362 件】	本改正案に賛成の御意見として承ります。
○472kHz から 479kHz まで及び 1,907.5kHz から 1,912.5kHz までの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の項に規定する値にかかわらず、3000Hz 以下として欲しい【個人 1 件】	多くのアマチュア局がこれら周波数帯で運用できるようにするためにも原案どおりとします。

■H21 年告示第 126 号 (動作することを許される周波数帯)

提出意見概要	考え方
○改正案に賛成する【個人 361 件】	本改正案に賛成の御意見として承ります。
○475.5KHz 帯の割当ては、歓迎【個人 1 件】	本改正案に賛成の御意見として承ります。
○3.5MHz 帯、3.8MHz 帯等、連続した周波数をアマチュア業務に割り当てることを希望【個人 3 件】	頂いた御意見は、参考意見として承ります。

■H21 告示第 127 号 (電波の型式を表示する記号)

提出意見概要	考え方
○改正案に賛成する【個人 361 件】	本改正案に賛成の御意見として承ります。

○世界的に 1.838MHz で行われているデジタル運用(JT65 等)は、日本では許可されていないので、1.825～1.900MHz の運用周波数許可及びデジタルモードの運用許可をお願いしたい【個人 1 件】	頂いた御意見は、参考意見として承ります。
○「1 475.5kHz/1,910kHz」は、正しくは「2 475.5kHz/1,910kHz」と思われますので修正をお願いしたい【個人 1 件】	御指摘に基づき案を修正します。

■H21 告示第 179 号（電波の型式及び周波数の使用区別）

提出意見概要	考え方
○改正案に賛成する【個人 358 件】【一般社団法人 日本アマチュア無線連盟】	本改正案に賛成の御意見として承ります。
○新たに設定される 475.5kHz 帯の電波形式が A1A と狭帯域データー通信のみというのはアマチュア局の実験用としては限定しすぎ。実験興味としては狭帯域電話も許可してほしい。【個人 1 件】	当該周波数帯は改正案にて新設したため、今後の運用状況により必要に応じて検討することが適当と考えます。頂いた御意見は、参考意見として承ります。
○475.5kHz 帯で電話（AM、SSB）を許可して欲しい【個人 1 件】	当該周波数帯は改正案にて新設したため、今後の運用状況により必要に応じて検討することが適当と考えます。頂いた御意見は、参考意見として承ります。
○80 メーターバンドの周波数見直しをお願いしたい。例：「3745-3770」と「3791-3805」間の周波数連続使用など。【個人 1 件】	頂いた御意見は、参考意見として承ります。
○160 メーターバンドに SSB の解放をお願いしたい【個人 1 件】	頂いた御意見は、参考意見として承ります。
○3600kHz 以下での J3E（SSB）の運用は、世界的に見れば CW 優先バンドでの SSB 運用であって、世界の常識から逸脱している。我が国の 3.5MHz 帯から 3.8MHz 帯のアマチュア無線周波数の割当てを、出来るだけ早急に世界標準に修正するよう強く要望する。【個人 217 件】	頂いた御意見は、参考意見として承ります。

<p>○次に掲げる事項についてJARLが提出した案には記載されていたはずだが、今回の改正案にはそれが含まれていない。もし変更漏れが生じているのなら修正していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル音声通信の呼び出し周波数として、 51.30MHz,145.30MHz,433.30MHz の各周波数の設定。 ・マイクロ波帯で認められているATVと高速データ区分について、新たにデジタルATVの7W,G7W,X7Wを追加と高速データの占有帯域幅9MHz以上に限るの制限撤廃 ・マイクロ波帯におけるATVと高速データ等の中継実験【個人1件】 	<p>デジタル通信用の呼出周波数については、デジタル通信方式の通信規格を見極めた上で、今後、検討させていただきます。</p> <p>また、デジタルATVの導入については、アマチュア無線業界の動向等を踏まえ、今後、検討させていただきます。</p>
<p>○デジタル通信の下限を18090kHzまで広げてもIARUのバンドプランに従った国とは交信はできませんので効果が薄く、A1Aの周波数は現状維持(18,068kHzから18,100kHzまで)またはIARU Region 1,2にあわせた「18,068kHzから18,095kHzまで」と定めるのが適切だと考える【個人1件】</p>	<p>本件改正案はA1Aの使用可能周波数帯を現行から狭くするものではなく現状どおりとした上で、新たに狭帯域データ通信を加えるものです。日本の属するIARU Region3のバンドプランを生かしながら国際整合を図るものであり、改正案のとおりとします。</p>
<p>○デジタル通信の下限を24910まで広げると、国際的なトラブルに発展しかねないので、A1Aの周波数は現状維持(24,890kHzから24,920kHzまで)またはIARU Region 1,2にあわせた「24,890kHzから24,915kHzまで」と定めるのが適切だと考える【個人1件】</p>	<p>本件改正案はA1Aの使用可能周波数帯を現行から狭くするものではなく現状どおりとした上で、新たに狭帯域データ通信を加えるものです。日本の属するIARU Region3のバンドプランを生かしながら国際整合を図るものであり、改正案のとおりとします。なお、本件は外国のアマチュア局との通信に限るものではありません。</p>
<p>○3.5MHz帯、3.8MHz帯等、連続した周波数をアマチュア業務に割り当てることを希望【個人2件】</p>	<p>頂いた御意見は、参考意見として承ります。</p>
<p>○短波帯10.130MHz-10.150MHzについて、国際的にA1Aはなくなっ</p>	<p>頂いた御意見は、参考意見として承ります。</p>

たので J 3 E の開放を願う【個人 1 件】													
○簡素なバンドプランとする方向性からも、24MHz 帯以下のデータ区分でも新たに A2A,A2B,A2D も追加していただきたい。【個人 1 件】	今後の運用状況で必要に応じて改正を検討することが適切と考えます。頂いた御意見は、参考意見として承ります。												
○50MHz 帯における狭帯域データのうち特に世界的に統一周波数として 50.276MHz を使用している J T 6 5 について、現改正案では J T 6 5 電波形式による海外との交信は不可能で日本のみが孤立する。このため、50MHz 帯の改正案における 4 段目（略）となっている原文「50.3MHz から 51MHz まで」を「50.2MHz から 51MHz まで」に変更を希望する。【個人 1 件】	<p>ご提案では、50.2-50.3MHz について注 9 が付されているものに加え、注 9 が付されないものを追加するものとなっております。注 9 については月面反射通信を行う場合に使用することが可能な周波数を表示しているものであり、月面反射通信に限定しているものではないため、現改正案のとおりとすることが適切と考えます。</p> <p>現改正案</p> <table border="1" data-bbox="1146 762 1944 995"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">全ての電波の型式(3)</td> <td>50.1MHz から 50.2MHz まで(1)(9)</td> </tr> <tr> <td>50.2MHz から 50.3MHz まで(9)</td> </tr> <tr> <td>50.3MHz から 51MHz まで</td> </tr> </table> <p>ご提案</p> <table border="1" data-bbox="1146 1098 1944 1331"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">全ての電波の型式(3)</td> <td>50.1MHz から 50.2MHz まで(1)(9)</td> </tr> <tr> <td>50.2MHz から 50.3MHz まで(9)</td> </tr> <tr> <td><u>50.2MHz</u> から 51MHz まで</td> </tr> </table>	(略)	(略)	全ての電波の型式(3)	50.1MHz から 50.2MHz まで(1)(9)	50.2MHz から 50.3MHz まで(9)	50.3MHz から 51MHz まで	(略)	(略)	全ての電波の型式(3)	50.1MHz から 50.2MHz まで(1)(9)	50.2MHz から 50.3MHz まで(9)	<u>50.2MHz</u> から 51MHz まで
(略)	(略)												
全ての電波の型式(3)	50.1MHz から 50.2MHz まで(1)(9)												
	50.2MHz から 50.3MHz まで(9)												
	50.3MHz から 51MHz まで												
(略)	(略)												
全ての電波の型式(3)	50.1MHz から 50.2MHz まで(1)(9)												
	50.2MHz から 50.3MHz まで(9)												
	<u>50.2MHz</u> から 51MHz まで												

<p>○デジタル音声通信用（D-STAR DVモード）の呼出し周波数として、51.30MHz、145.30MHz、433.30MHz をデジタル音声通信用の呼出し周波数として設定していただきたい。【個人 1 件】</p>	<p>デジタル音声通信用の呼出周波数については、周波数の利用動向を踏まえ、今後、検討させていただきます。</p>
<p>○144MHz の使用区別のうち 145.80MHz に関して、例外的に上の宇宙通信区別へ組み入れるか国際宇宙ステーションとの交信に限るべき【個人 1 件】</p>	<p>頂いた御意見は、参考意見として承ります。</p>
<p>○144MHz において、パケットの専用周波数の増波について見直しをお願いしたい【個人 3 件】</p>	<p>頂いた御意見は、参考意見として承ります。</p>
<p>○144.00MHz, 430.00MHz 1260.00MHz,を災害、遭難（訓練も含む）用に電波形式 F 3 E を使用したい【個人 1 件】</p>	<p>当該周波数はアマチュア用への分配の端であり、使用は不可能です。</p>
<p>○144.6MHz から 144.7MHz まで指定されている F 1 D、F 2 D、G 1 D の使用範囲を拡大するよう希望【個人 1 件】</p>	<p>頂いた御意見は、参考意見として承ります。</p>
<p>○オスカー7号の B モードの送信周波数（432.125～432.175MHz）について使用可能にして欲しい【個人 4 件】</p>	<p>頂いた御意見は、改正案の内容に対するものではないことから、参考意見として承ります。</p>
<p>○外国のアマチュア局との交信に限っているものについて緩和してほしい【個人 2 件】</p>	<p>頂いた御意見は、参考意見として承ります。</p>
<p>○「外国のアマチュア局との通信」だけでは分かりにくいので、さらに分かりやすい表現に改めるか、総務省の解明を出していただきたい。例えば、7.076kHz において、次のアマチュア局との交信は可と解釈されるのか。不可の場合、その交信が可となるように告示を改正していただきたい。</p> <p>(1) ■■■■（南極昭和基地）</p> <p>(2) ■■■■（小笠原父島）</p>	<p>外国のアマチュア局とは、本邦外の領域に存在するアマチュア局です。また、この意見募集の結果において、個別事例の判断は差し控えさせていただきます。</p>

<p>(3) ■■■■ (日本領海以外の公海上) (4) ■■■■ (フィリピン)【個人 1件】 ※コールサイン部は不開示としました。</p>	
<p>○注1 ア～キ「外国のアマチュア局との通信に使用する場合」を「日本国内にて運用するアマチュア局間の通信に使用する場合を除く」に修正。 理由：南極等で運用する国内局(■■■■等)と国内で運用する局との通信を可能にするため。【個人 1件】 ※コールサイン部は不開示としました。</p>	<p>外国のアマチュア局とは、本邦外の領域に存在するアマチュア局です。また、この意見募集の結果において、個別事例の判断は差し控えさせていただきます。</p>
<p>○注1に「(1)の周波数の電波は、(省略)」についての記述があるが、表では(1)は電波の型式でも指しているため、注3などのように「(1)の電波は、(省略)」に改めるべき【個人 1件】</p>	<p>御指摘に基づき案を修正します。</p>
<p>○現行告示では「注3」になっているが、平成21年3月30日施行の現告示制定の際に付加が脱落したと思われるので、24MHz帯以下は帯域の全て、28MHz帯では29MHz以下の帯域、50MHz帯以上では「狭帯域の電話」の区分に注3を付加することを復活されたい。【個人 1件】</p>	<p>24MHz帯以下は注19により御指摘の点は担保されています。また、28MHz帯では29MHz以下の帯域、50MHz帯以上では「狭帯域の電話」の区分では「全ての電波型式」に、既に(3)(注3)が付されています。</p>
<p>○注6について、特定の一般社団法人(JARL)が開設する無線局にのみ特定の周波数の使用を認めることは、法の下での公平性の観点から問題であり、一定の審査基準を設けて使用を希望する全ての者に認めるようすべき【個人 216件】</p>	<p>頂いた御意見は、参考意見として承ります。</p>
<p>○デジタルテレビジョンの送信を可能とするよう、以下の周波数帯で利用できる電波形式にD7W G7W X7Wを含めることを要望する。</p>	<p>デジタルATVの導入については、アマチュア無線界の動向等を踏まえ、今後、検討させていただきます。</p>

<p>テレビジョン伝送を行うことができる周波数帯</p> <p>① 1,273MHz から 1,290MHz まで</p> <p>② 2,407MHz から 2,424MHz まで</p> <p>③ 5,690MHz から 5,725MHz まで</p> <p>④ 10.025GHz から 10.08GHz まで 【個人 1 件】</p>	
○資格別の使用区分やコールサインがあっても良いのではないか。【個人 1 件】	頂いた御意見は、改正案の内容に対するものではないことから、参考意見として承ります。
○違反運用が行われているのに使用区別には意味があるのか。【個人 1 件】	通信の秩序維持のためには使用区別は必要不可欠と考えています。
○使用電波の型式及び周波数の使用区別についてはガード周波数を設定するのは良いが、種々のアマチュア的実験に制限を加えるようなバンドプランは設定する必要はない。実用的には CW(A1A)の専用周波数の設定のみで他は全電波形式とする。【個人 1 件】	通信の秩序維持のためには使用区別は必要不可欠と考えています。よって、原案どおりとします。
○もっと自由な運用を認めるべき。(144/430 帯以外は自主的ルールに任せる、JARL の指導にゆだねるなど) 【個人 3 件】	通信の秩序維持のためには使用区別は必要不可欠と考えています。よって、原案どおりとします。

■電波法関係審査基準

提出意見概要	考え方
○改正案に賛成する【個人 10 件】	本改正案に賛成のご意見として承ります。
○475.5kHz の 200m 距離基準、建物所有者からの了解について、 ・現実的でない【個人 229 件】	当該周波数帯のアマチュア局による使用に際し、放送の受信機の保護のために必要な基準について、関係業界を含めた検討の結果、必要な離隔距離として得られたものです。なお、移動する局

	<p>については、基準を満たす場所への移動については可能です。</p>
<p>・200mの根拠を明確にすべき【個人 41件】</p>	<p>当該周波数帯のアマチュア局による使用に際し、放送の受信機の保護のために必要な基準について、関係業界を含めた検討の結果、必要な離隔距離として得られたものです。</p>
<p>・了解先となる「建物の所有者又は管理者」の明確化をすべき（集合住宅の場合各戸ごとなのかオーナーなのか管理者なのか、など）【個人 1件】</p>	<p>放送の受信設備は建物等の各戸で所有・受信しているものと考えられ、この場合は、実質的にその部屋を占有している者（居住者）も含むものと考えています。このため、御指摘を踏まえ、了解先については「当該範囲内の建物の居住者又は使用者（当該建物の全ての居住者又は使用者の中波放送の受信に関し、当該建物の所有者又は管理者が代表して責任を負う場合は、当該建物の所有者又は管理者）」と修正いたします。</p>
<p>・放送への受信障害時はアマチュア局に解決の責任があるので二重規制である【個人 223件】</p>	<p>電波法関係審査基準は無線局の免許等を行う際の審査の基準となるものであり、一方、無線局運用規則第258条は免許後のアマチュア局の運用方法を明示したものであり、二重規制には当たりません。</p>
<p>・受信障害がないことが了解につながるには限らない【個人 1件】</p>	<p>放送の受信に影響が出た場合、アマチュア局によるものと分からない方は放送局に問合せを行うことが考えられるため、建物との距離が200m以内の場所で運用しようとする場合は、事前に建物の所有者等の了解を得ておくことが必要となります。</p>
<p>・規制するならば理論的な基準（電波防護基準、EIRP等の計算式）にすべき【個人 4件】</p>	<p>当該周波数帯のアマチュア局による使用に際し、放送の受信機の保護のために必要な基準について、関係業界を含めた検討の結果、必要な離隔距離として得られたものです。よって原案どおりとします。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・建物から 200m 以上離れて運用することという条件で免許（変更許可）すれば足りるのではないか【個人 2 件】 	<p>放送の受信機を保護するため、無線局の免許等の前に事前に審査する必要があります。よって原案どおりとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・中波放送の受信に妨害を与えないことという条件で免許（変更許可）すれば足りるのではないか【個人 7 件】 	<p>放送の受信機を保護するため、無線局の免許等の前に事前に審査する必要があります。よって原案どおりとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・中波放送への妨害を与えないことを免許人が確認すれば足りるのではないか（免許人において試験電波で妨害の有無を確認し、必要により関係当局に調査結果報告を提出する等）【個人 3 件】 	<p>放送の受信機を保護するため、無線局の免許等の前に事前に審査する必要があります。よって原案どおりとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・フィルターの装着を条件とすることで足りるのではないか【個人 32 件】 	<p>実際に電波を発射するまでフィルターによる影響がどの程度生じるか不明であり、無線局の免許等の前に事前に審査することから、原案どおりとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・条件を満足する場所への移動を許可して欲しい【個人 1 件】 	<p>放送の受信に影響がない場所（運用場所から 200m 以内に建物が存在しない若しくは建物等の所有者等から了解が得られている場合等）では運用することができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・範囲内に建物がないことを証明する必要があるか【個人 2 件】 	<p>地図等の資料を提出していただくことが必要です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・移動する局の場合は移動範囲に建物が存在しなければ良いのか【個人 1 件】 	<p>放送の受信に影響がない場所（運用場所から 200m 以内に建物が存在しない若しくは建物等の所有者等から了解が得られている場合等）では運用することができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・移動する局の場合は建物から 200m 以上離れた場所からは運用可能か【個人 1 件】 	<p>放送の受信に影響がない場所（運用場所から 200m 以内に建物が存在しない若しくは建物等の所有者等から了解が得られている場合等）では運用することができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・範囲内の建物所有者の同意書が必要か【個人 2 件】 	<p>建物等の所有者の意思を確認するためにも、同意書は必要と考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・了解を得たというメモ程度で良いのか【個人 1 件】 	<p>建物等の所有者の意思を確認するためにも、同意書は必要と考え</p>

<ul style="list-style-type: none"> 同意書の添付がなければ TSS は受け付けないのか【個人 1 件】 	<p>ます。</p> <p>建物等の所有者の意思を確認するためにも、同意書は必要と考えます。なお、475.5kHz 帯の周波数を使用する無線設備は、放送の受信設備への混信の有無を厳格に確認する必要があることから、当分の間は、技術基準適合証明等やアマチュア局の無線設備の保証による簡易な免許手続の対象とはせず、総務大臣による検査を必要とします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 何をもとに「近隣が了解している」と判断するかがあいまいである【個人 1 件】 	<p>建物等の所有者の意思を確認するためにも、同意書は必要と考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 範囲内のラジオ受信機への影響確認のために予備免許が出るのか【個人 1 件】 	<p>影響確認のための予備免許はありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 200m は半径か直径のどちらを指すのか【個人 1 件】 	<p>運用場所を中心とした半径 200m の範囲内です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> せめて「100m」に変更していただきたい【個人 1 件】 	<p>当省が過去に行った実証実験等の結果に基づき必要な離隔距離を算出したものであり、原案どおりとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 放送の受信障害を回避するための制限であればやむを得ない【個人 1 件】 	<p>賛成の御意見として承ります。総務省としても、放送の受信の保護は重要と考えており、適正な電波環境の維持のためには必要なものと考えております。</p>
<p>○無線局の審査において申請者の個別の状況を考慮し柔軟な対応(審査)を要望【個人 1 件】</p>	<p>電波法関係審査基準に基づき適切に対応して参ります。</p>

■その他

提出意見概要	考え方
--------	-----

○世界の動向に迅速な対応ができるよう適切な対応を要望【個人 91 件】	頂いた御意見は、参考意見として承ります。
○各総通においては無線局の免許更新、新設、変更申請などの機会を利用し、わかりやすい図表の配布を行うなど周知徹底に努められるよう要望【個人 90 件】	あらゆる機会を利用して、新しい使用区別の周知を行って参ります。
○アマチュア無線技士への包括免許制度の導入を要望【個人 3 件】	頂いた御意見は、改正案の内容に対するものではないことから、参考意見として承ります。
○50MHz 帯の RTTY 運用について コンテスト開催時に、コンテストに参加していない RTTY 運用局の通信に混信が発生しており、JARL に対して指導していただきたい【個人 1 件】	頂いた御意見は、改正案の内容に対するものではないことから、参考意見として承ります。
○472KHz～479KHz の開放は2アマ以上の資格者に限定したほうが良い【個人 2 件】	第二級アマチュア無線技士以上の資格に限定すべき合理的理由がないことから、限定する必要はありません。
○今後も、電波法令全体について誤記や表記揺れの確認と修正を早期に実施していただきたい【個人 1 件】	今後も適切に対応して参ります。
○ノーコールで業務運用されている運用者が多く見受けるため、しっかり取り締まりいただきたい【個人 1 件】	頂いた御意見は、参考意見として承ります。
○速やかな施行を要望【個人 1 件】【一般社団法人 日本アマチュア無線連盟】	施行期日については、十分な周知期間が必要です。よって原案どおりとします。
○（1月4日にコンテストがあるので）1月1日に施行していただきたい【個人 2 件】	施行期日については、十分な周知期間が必要です。よって原案どおりとします。

<p>○「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第一号一(3)の規定に基づく特性試験の試験方法(総務省告示第八十八号)」別表第三十五についても以下の改正を要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 試験周波数と試験項目に「証明に係わる周波数帯」と有りますが、現在「周波数帯」による技適等は実施されていないので削除を要望 ・ 6 その他 (3) ア 周波数範囲 「1,810kHz~2,450MHz」を「135kHz~2,450MHz」に改正を要望 ・ 6 その他 (4) 「内蔵又は専用の付加装置」を、特性試験の試験方法・別表第六と同じく「内蔵又は付加装置」に改正を要望【個人 1件】 	<p>475.5kHz 帯の周波数を使用する無線設備は、放送の受信設備への混信の有無を厳格に確認する必要があることから、当分の間は、技術基準適合証明等やアマチュア局の無線設備の保証による簡易な免許手続の対象とはせず、総務大臣による検査を必要とします。よって、現行どおりとさせていただきます。 その他の御意見は、参考意見とさせていただきます。</p>
<p>○『電波法関係審査基準』中の『地域周波数利用計画策定一覧表』の改正案の早急な提示をすべき【個人 1件】</p>	<p>地域周波数利用計画策定基準一覧は意見募集の対象外となっていることから、意見募集は行いません。</p>
<p>○135kHz 帯と同様に「EIRP を 1W 以下とみなす条件」があるなら、その提示をすべき【個人 1件】</p>	<p>「みなす条件」の規定は特に設けておりません。</p>